

池田千年の保護教育論(1)

The Comments on Protective education of Chitoshi Ikeda

山崎由可里

YAMAZAKI Yukari

(和歌山大学教育学部)

要 旨

本稿は、精神科医でもあり日本感化教育会や感化法改正期成同盟の中心人物のひとりであった池田千年（兵庫県立土山学園第二代園長）の保護教育論の構造を明らかにすることによって、①入所児童の実態・必要性に即した実践的な児童への鑑別・分類・処遇論、②公教育と感化教育との関係性に着目し、制度と実践上の不整合性の解明やそれを克服するような教育本質論、などの内実の具体的な解明の一斑を試みたものである。その結果、第一に、池田の保護教育論は、精神科医としての専門性をベースとし、感化教育を「保護教育」としてとらえなおし、遺伝によるあるいは社会環境による不利益が不良・非行行為を引き起こすという立場から、保護児童の教育保障を社会全体の課題と位置づけるものであったこと、第二に、少年教護法制定前後より、法律に関する論及が目立ち、そこには、保護教育(感化・教護教育)を「不良防止、感化のため」という「手段としての教育」ととらえるのではなく、保護児童たちに教育を保障すること自体に意義と価値を見いだす立場を明確にしたものであることを明らかにした。

キーワード：保護教育、池田千年、土山学園、農工学校、少年教護法

1. はじめに

1900（明治33）年、日本ではその第33条において貧困児童や「瘋癲白痴又は不具廢疾」（以下、障害児）などの就学猶予・免除を規定したいわゆる第三次小学校令と、児童保護事業を国家施策の中にはじめて位置づけた感化法という、児童の教育と保護をめぐる二つの法制度が確立した。前者は、貧困児童や障害児を公教育の対象から切り捨てることによって就学率を向上させた側面をもち、後者は刑罰懲治ではなく教育によって非行・不良少年を導こうというものであった。歴史的にみれば、感化教育・教護教育は、戦前は内務省、戦後は厚生省（厚生労働省）の所管であり、制度的には公教育の中に位置付くものではないものの、その内実は子どもの可塑性に着目した教育実践である。それゆえ、感化教育の国家的な目的と教育実践との不整合性は、大正期における行政所管の問題（いわゆる「権限論争」）や戦後における教護院（児童自立支援施設）施設長の就学義務問題として顕在化するに至った¹⁾。このことは、感化教育実践が感化法や行政所管など制度的条件だけでなく、入所児童の実態によっても規定されたことを示している。

感化教育・教護教育の歴史については、通史的なものとして、戦前内務省が刊行した『感化事業回顧三十年』、戦後には教護院職員による『教護事業六十年』な

どの他、司法史研究の中でも言及されている²⁾。また、法制度史研究として感化法の制定および改正、感化法と少年法との関係に関するもの、少年教護法に関するものがある³⁾。そのほか、感化教育・教護教育の実践史研究を試みた佐々木・藤原の研究⁴⁾、各地の施設史研究や記念誌⁵⁾などにおいて、感化教育・教護教育実践の紹介や検討が行われている。

これまで筆者は、感化院長会議録や感化院入所児童調査、少年教護法案審議録、感化教育会や少年教護協会による文部省・内務省への建議などをもとに、感化教育における障害児問題の顕在化と展開に関する研究をすすめ⁶⁾、感化教育・教護教育史における障害児問題の展開について、「感化教育の義務教育化」や「児童鑑別と感化教育以外の別処遇の確立要求」という側面に着目してそのアウトラインを明らかにしてきた。その結果、主に以下の四点のような結論を得た。第一に、資本主義の進展に伴う都市問題・公衆衛生問題などを背景にもつ感化院入所児童には不就学・中途退学者が顕著であり⁷⁾、それゆえ不良少年問題には学力習得や集団生活の場を十分に保障されてこなかったという教育問題が内在し、感化教育が公教育・家庭教育を補完する役割を果たしてきたこと、第二に、感化院入所児童中には障害児が存在し、入院児童の教育問題に内在する障害児の教育問題は、感化教育が進展するにつれ感化教育だけでは解決し得ない問題として感化教育従

事者に認識され、少年教護法案審議過程においても感化教育とは別個の処遇を必要とする教育問題として浮き彫りになったこと、第三に、1920年代以降、国立武蔵野学院だけでなく愛知学園や大阪修徳館、広島修養館などの感化院において「特別学級」が開設された理由は、入所児童の実態に鑑み、「低能児」などへの特別な教育を講じること無しに感化教育の向上をもたらすことができなかつたためであること、第四に、感化教育実践が蓄積するにつれ感化教育従事者からは文部省移管の要求が高まり、それにとまって「義務教育履修の可能性の有無」というメルクマールをもって、感化教育入所児童の鑑別の徹底および適切処遇の保障が主張されたこと、などである。

以上、「感化教育における障害児問題の展開」という切り口から感化院長会議などの議論をとらえて明らかになってきた諸点について、より具体的に検証するためには、感化・教護教育史における感化教育従事者の①入所児童の実態・必要性に即した実践的な児童への鑑別・分類・処遇論②公教育と感化教育との関係性に着目し、制度と実践上の不整合性の解明やそれを克服するような教育本質論、などの内実を具体的に解明する事が必要不可欠であると考ええる。

これら二点のうち、本稿では特に第一の点を中心にして、池田千年の保護教育論を検討する。池田の保護教育論に着目する理由は、第一に、池田は、早崎春香や小河滋次郎から薫陶を受け彼等に続く世代に位置し、日本感化教育会（後の少年教護協会）や感化法改正期成同盟などの役員としてこの分野の Opiniオンリーダのひとりであったことである。第二に、池田は保護教育実践者として且つ精神科医として日々感化教育実践に携わり、児童鑑別や入所児童調査にも取り組むなどし、科学的な児童の実態把握と実践上の困難を解決するための論点の提起にも尽力してきたためである。それゆえ、池田の保護教育論の構造を明らかにする事によって、上記二点の課題を解明する事ができると考える。そこで、特に第一の課題を解明する一斑として、池田の保護教育論の構造を明らかにすることを課題とする。

2. 池田千年（1884-1950年）の経歴

以下は、感化・教護教育に関する重要事項、および土山学園・農工学校史、池田の略歴をまとめた年表である⁸⁾。感化・教護教育史および土山学園・農工学校史をふまえ、池田が感化・教護教育に携わった期間を仮説的に時期区分すると以下のようである。

第Ⅰ期は、1907（明治40）年に医術開業試験合格後、同郷の早崎春香に請われて熊谷保護学校校医として赴任し、巢鴨病院で呉秀三・三宅紘一に師事した時期から、埼玉監獄典獄を辞し兵庫県立土山学園園長となった早崎の求めに応じ、土山学園園医兼族長となった1909（明治42）年までである。第Ⅱ期は、土山学園赴任から早崎の後を受け第二代園長に就任した1919（大

正9）年頃までである。第Ⅲ期は、園長就任（1919年）から感化法改正（少年教護法制定）運動の中心を担った1933（昭和8）年頃まで、第Ⅳ期は、少年教護法制定・施行から体調を崩し退職した1942（昭和17）年頃までである。

2.1 戦前期感化教育・教護教育史における池田千年の位置

日本における感化教育・教護教育史上、その理論面での先覚者として感化法制定に尽力した小河滋次郎（1864-1925年）⁹⁾、実践面での先覚者として北海道家庭学校をひらいた留岡幸助（1864-1934年）¹⁰⁾、典獄から児童保護（感化教育）へ転じた早崎春香（1861-1924年）などがあげられよう。

池田は、国立武蔵野学院初代院長の菊池俊諦（1875-1972年）¹¹⁾や大阪府立修徳館の武田慎治郎などと同様に、日本感化教育会の中心メンバーのひとりであり、いわば留岡、早崎らの次の時代を担った人物である。

なお、兵庫県学務部学部長からの「今日ノ基礎ヲ築カレタルニ就キ先輩知已等ノ後援指導アリトセバ其事例」との問いに対して、池田自身が「私ガ此ノ事業ヲ初メ且ツ今日マデ絶対シ来リタル第一ノ恩人ハ早崎春香先生デ只ノ後援ニ激励ニ由ルヲ最大トシ、呉（秀三）博士、三宅（鑛一）博士ヨリハ精神病学ノ指導ヲ受ケ、小河（滋次郎）博士ヨリ保護教育全般ノ指導ヲウケタルコト甚大ナリ」¹²⁾と回答していることから明らかなように、池田は、保護教育の理論的実践的先覚者である小河と早崎、そして医術開業試験合格後に師事した精神病学の権威・呉秀三および三宅鑛一からの薫陶を受けている。彼の保護教育実践および理論のベースにはこれらの人々の影響があると思われる。

时期的にみれば、池田が感化教育・教護教育史上活躍したのが1908年の感化法改正前後から戦時下までであり、彼の生涯および理論と実践を辿っていくことが保護教育の組織化から展開期を辿っていくことになる。

2.2 池田の保護教育論の構成およびその概念

池田の遺した論文や講演録は、巻末の表2、表3の通りであり、①精神医学の専門的立場から、あるいはその知見をふまえ児童精神医学や児童鑑別、分類処遇について論じたもの¹³⁾、②保護教育や保護児童の内実に関わるもの¹⁴⁾、③保護教育のあり方や少年教護法制定問題など教育本質論や制度論に関わるもの¹⁵⁾に大別される。これら3点は相対的に独自性をもちつつ池田の保護教育論全体を構成する要素でもある。なお、これらは論述内容・テーマに基づく大まかな分類であり、精神科医としての彼の専門的知見は、①②からも看取される。

2.2.1 保護教育および保護児童の概念

池田は感化教育を「保護教育」と感化院入所児童を「保護児童」あるいは「護教児（保護教育児童の略）」

表1 池田千年略歴年表

	感化・教護関連	土山学園・農工学校	池田千年略歴
1884			鹿児島県薩摩郡祁答院町にて出生。
1900	感化法制定		
1902	川越児童保護学校開設		
1905	熊谷児童保護学校開設		
1907			医術開業試験合格。9月9日熊谷児童保護学校へ赴任、巢鴨病院にて呉秀三・三宅鑛一に精神病学を、文科大学元良勇次郎に心理学を師事。
1908	感化法改正		
1909		兵庫県立土山学園開設。4月1日、初代園長として早崎春香赴任。10月23日生徒入園（創立記念日）、児童自治会創設。	早崎園長に請われ、10月30日、池田千年、族長兼教諭として土山学園へ赴任。著しく学力不振の者ならびに「低能児」等のための特別学級を担当。
1910			4月20日より園医兼教諭となる。
1917		小河滋次郎来園。17年～19年にかけて、物価高騰および予算削減により学園生活が困窮。	日本神経学会にて「余が実験せる日本の保護教育に就て」を報告。
1919		早崎園長退職。	早崎の後任として園長に就任。特別学級解消。
1920		児童自治会機関誌『学びの園』創刊。	
1922	少年法公布に伴う感化法改正 感化教育会結成		感化教育会委員となる。(池田含め8委員、幹事菊池俊諦)
1924		女子部開設。	
1930		感化法制定30周年記念として、早崎春香をモデルとした農人形建設。	
1933	感化法改正期成同盟会結成		武田慎治郎(武田塾)、田中藤左衛門(京都府立淇陽学校)、熊野隆治(大阪府立修徳館)とともに、三田会あるいは三田一野会と称して、感化法改正運動に取り組む。11月19日、精神衛生協会学術講演会にて「児童精神病院の必要性に就いて」を講演。
1934	少年教護法施行	法改正により、兵庫県立農工学校と改称。	
1935		奉安殿を造営。教則を制定し、学級編制や教科課程等教育上の基準確立。	
1937		御真影下賜。	
1942			体調不良により退職。
1950			郷里の鹿児島県祁答院町にて死去。

※本年表の内、土山学園・農工学校および池田千年に関しては、兵庫県立農工学校『農工学校三十年史』1940年、同『農工学校四十年史』1950年、1950年11月2日開催の農工学校における池田千年追悼会で配布された『本邦教護界先覚者・第二代農工学校長池田千年先生追悼録』『故池田千年先生年代表』、および林勝造「明治・大正・昭和にかけて非行少年の教育に一生を捧げた医者 池田千年」『保健の科学』第25巻第4号、1983年を参照した。

と称する。また、関連する用語として、保護学校がある。保護学校とは、保護を必要とする児童(保護児童)のための学校であり、早崎春香が非公式ながら川越分監に川越保護学校、熊谷分監に熊谷保護学校という看板を掲げた際に用いた用語である。その意味するところは、子どもを刑罰の対象としてとらえるのではなく、教育の対象としてとらえることである。

池田の保護教育概念は、保護児童が保護教育の対象となった原因をもとに形成された概念である。それは、例えば以下のように論じられている。

「私が保護教育ト申シマスノハ通常感化教育ト云ッテ居ル教育ノ事デアリマスガ……(……は引用者、以下同様)カカル児童(引用者注:不良少年等のこと)ノ出来ルノヲ予防スルコトガ出来ズ又出来タ児童ヲ教育スル方法ガ充分デナクッタナラバソレハ社会ノ責任デアリマスカラ、社会ハカカル児童ヲ保護シ教育スル

義務ガアリマス、故ニ児童ノ行為ヲ主ニセズ社会ノ義務デアルコトヲ明カニスル為ニ保護教育ト云ヒ、児童ヲ保護児童、教育スル場所デアル」¹⁶⁾、「児童其レ自身ノ個性ノ低格ナ者モ多イガ児童ハ誰ガ生ダカト云フニ親ガ生ダ其親ハ又其親ガ生ダ遡ッテ見ルト結局祖先ハ共同テ児童ハ社会ガ生ダト云フ訳ニナル。スルト個性ノ低格ト云フコトモ結局社会ノ境遇ニ依ッテ出来タト云フコトニナルカラ、護教兒ト云フモノハ社会ノ境遇ガ作り出シタモノデアル、トスレバ社会状態ヲ改善スルト云フト、護教兒予防ノ考ヘト、既ニ出来タ護教兒ニ対シテハ誠ニ社会トシテハ護教兒ニ対シテ相済マヌ事ニナシテ支舞ヒ申シナイコトデアルガ今更致シ方ガ無イカラ護教兒ニ適シタ保護教育所ヲ作り国家公共団体ハ親ニ代ッテ保護シツツ適シタ教育ヲ施スト云フコトカラ保護教育ト云フノデアル」¹⁷⁾と。つまり、保護児童を発生させる原因は、親や祖父母なりか

ら受け継いだものであれ環境の劣悪さによるものであれ時代を遡れば社会全体が引き起こしたものであり、原因をつくったのは保護児童自身でもその保護者でもない。その原因を解消するためには保護児童発生の原因をつくった社会がその任を負う、という論理である。また、国家公共団体が保護者に代わって保護児童への責任を果たすという意味においても、保護教育は公共的性質をもつものにとらえられている。池田のこゝばに出てくる「社会」という概念は、「共存共栄ノーツノ手段タル保護教育ハ刻下ノ急務デ、不徳不遇ニ陥リ易イ人ヲ水平線若シクハ水平線上ノ人格者ニ教育スルコトハ学者ヤ富豪ヤ英雄ヲ教育スルコトト同ジダケノ必要ガアルト云フノガ、社会自身ノ答ヘデナクテハナラヌ。何故ナラバ、保護教育ハ共存共栄ニ最モ必要デアアルシ、共存共栄ノ刻下ハ益々隆盛ニナル筈デアアルカラデアアル」¹⁸⁾とのことばにもあるように、保護児童の幸福を社会全体で実現していこうという社会連帯的な発想が看取される。

また、後述する児童鑑別や分類処遇論にも関連するけれども、彼の教育実践観で特徴的なことのひとつは、「児童は日々変化して行きますから私共は日々児童の栄養、精神状態、行為と云ふ現象を観察して其の変化し行く有様を知り私共の教養法が適切で順調に行き居るか否かを診断しなければなりません。……只私共の最良の本は児童で之れをよく観察しますと天啓の様に私共心の中に良法善策が湧く様に思ひます」という、児童の実態から出発するという実践観である¹⁹⁾。そして、「社会には上下貴賤貧富賢不賢の別があるのが現在の有様であります。人格としては人類は皆同等であると云ふことが此の事業の成立する根本であります。行ひが如何に反社会的であり、無知であり、弱者でありましても、其の人格は尊びたいと思ひます」(同、p.20)とあるように、児童の人権尊重を基本としている。児童の実態をふまえた科学的認識を重視し、且つ児童の人格尊重という民主的な視点を合わせもっていたといえよう。

そして、少年教護法制定後は、その法律の理念に照らし合わせて少年教護院をとらえ、「少年教護法の大なる精神の一つは少年教護法が純粹なる教育の場所であると云ふ観念である。……少年教護法では少年教護院の教科は小学校令に準拠して文部大臣の許可を経て教護院教育の目的を達したるものについては、小学校の教科を修了したる者と認定さる様になって居るから、事実上少年教護法は特殊の小学校であり、其の生徒は天下の就学児童である様になるのである」²⁰⁾というように保護教育論を展開する。児童鑑別機関のあり方などの不備はあるものの、池田にとって少年教護法の制定は単なる感化法の改正ではなく、児童保護教育所(少年教護院)の法的・理念的な位置づけの根本的な転換を意味した。

また、少年教護法と関連する各種法律、とりわけ国民学校令制定にともなう少年教護法改正の必要性について、例えば「理想的に云へば国民学校令実施と同時

に現在の要教護児童も義務教育を受くる資質を有する者は文部省で環境改善の特別教育施設を作られて国民学校令により教育し、少年教護院は義務教育を受くる資質を有せざる児童を厚生省の管下で治療教育する事が良いが、之が出来ないとすれば、此の際(国民学校令実施と同時に)少年教護法にも大改正を加へ八カ年の義務教育は当然享有する事が出来る様にし……児童に義務教育を受けさせる義務は保護者に負はせ、若し保護者無き児童又は適當なる保護をなし得ざる状態にある児童に於ては市町村長に於て親権者に代りて保護者となり要教護児童は教護院に入院せしむる様に改正をなすべきである。……少年教護法は根本的に改正し、国民学校令に準ずる教育法規とし、児童取締りや犯罪予防の臭味を脱却する様にすべきである」²¹⁾と、「義務教育を履修することが可能か否か」をメルクマールとして、少年教護法を国民学校令と同様の教育法として位置づける立場から論じている。

このように、少年教護法制定の前後において、池田の論調は、保護教育概念および保護児童概念に言及して「教育のあり方」に言及するものから、少年教護法制定による実践上のメリット・デメリットをふまえて、保護教育の義務教育化を主張するものへと変化したことが看取される。

このような変化は、以下にみるように、児童鑑別や分類処遇に関する言及に注目すると一層明確になる。

2.2.2 保護児童の鑑別・分類処遇論

池田はもともと精神科医として保護教育の教師になったという経歴の持ち主である。その経緯について、後に池田は以下のように述べている。

「明治四十年、予ガ医術開業試験ニ合格シタ年デアアル、先輩浦和監獄ノ典獄ノ典獄早川春香氏が、自分ハ浦和監獄ノ分監トシテ武州熊谷ト川越トニ児童保護学校懲治場ヲ持テ居ルガ其内ニ学問ヲ教ヘテモ覚ヘノ悪イ従ッテ教育ノ効果ノ無イ者ガ多イ、コレヲ治スニハ医者デ精神病学ヲ研究シタ人ガ最モ良イトハ思フガ、ヤル気ハナイカトノ事デアッタ。恰度其頃催眠術ヤ精神療法ヲヤカマシク云ヒ出シタ頃テ青年デアッタ予ニハ興味ヲ以テ何トカ精神状態ヲ研究シテ一般医術ニ応用シタイト思ッテ居リ時デアッタカラ、其レハ幸ヒデアアル、一般心理学者ノ云フ精神療法デハ安心ガ出来ヌ精神病学ヲ知ルト云フコトハ幸ヒナコトダト云ッテ引受ケル事ニナッタ。予ノ心デハ先輩ノ云ハレルヲ幸ヒ先ツ精神病学ノ大意ヲ研究シ、暫クハ義務ヲ尽ス為ニ、保護学校ニツトメネバナルマイガ後ハ其精神病学ヲ利用シテ一般治療ノ方面ニ用ヒタナラバ必ず益スル所ガアラウ、ヨク流行スルグラウ、云ハバ興味ト利己心ガ予ノ初メテ此ノ事業ニ従事スル動機デアッテ社会奉仕トカ慈善ガ云フ様ナ有リガタイ心デナカッタ事ヲ今更ナガラ恥シク思フ。デ直グ巢鴨ノ精神病院デ呉教授、三宅先生ニ精神病ノ概念ヲ教ヘテ貰ッタ。其レカラ熊谷ノ保護学校ノ教師ニナッテ精神薄弱児ノ一群ヲ預カッテ尋常一年ノ課程ヲ教ヘテ見タ。処ガ二年位スルト其ノ保護学校ハ川越ノ方ニ合併スルコトニナッタノ

テ止メテ、明治四十二年兵庫県立土山学園ヲ保護教育ニ従事スル為ニ族長兼教師ヲ命ゼラレソレカラ大正八年ニ園長トナッテ今日ニ及ンデ居ル」²²⁾と。

このように、池田は、同郷の早崎に請われ、精神科医の知見をもつ教師として保護教育の道を歩み出したものの、彼の主観としては、むしろ精神科医としての臨床の場を求めて早崎の要請に応じた、ということである。

現に、熊谷保護学校や土山学園における元良勇次郎の操練器を用いるなどした特別学級（障害児学級）での実践について、日本神経学会でも講演しているほどである²³⁾。なお、日本神経学会での講演は、この学会における「白痴」概念の宿題報告を受けてのもので、精神医学的知見を取り入れた知的障害児への教育実践として貴重なものであったと思われる。

しかしながら、早崎の後を受け継いで土山学園長となった池田は、特別学級の指導を担当することができなくなり、土山学園の特別学級は池田の園長就任後解消し、この学級に該当した子どもたちへの教育は、低学年向けクラスの中でできる限り個別指導も保障するという形ですめられたという²⁴⁾。

その他、池田は、土山学園の保護児童に対する心身および家庭・学校環境の調査を実施していた。例えば、1925（大正14）年には過去10年間の調査結果をまとめている。

池田による精神医学的診査の結果では、精神健康状態＝52%（優良1%、普通32%、劣等19%）、精神薄弱状態＝44%（魯鈍35%、痴愚8%）、精神変質状態＝4%であった。また、土山学園職員の渡邊耕治によるメンタルテスト（三田谷・久保両博士式）では、266人 大正4年8月～大正14年7月までの10年間に於いて、知能指数平均83（劣等）、40-49（低能）5人 2%、50-59（低能）11人 4%、60-69（低能）15人 6%、70-79（劣等）57人 21%、80-89（劣等）62人 23%、90-99（普通）55人 21%、100-109（普通）45人 18%、110-119（普通）8人 3%、120-129（優良）4人 2%であった。そして、このような保護児童の障害の発生原因については、「要スルニ環境の原因ハ千差万別一々拳グルコトハ困難デスガ都会、保護者の欠ケルコト、貧困、此ノ三ツガ最モ重要ナモノデアリマス」と、資本主義の進展に伴う都市化・保護者の欠如・貧困の三点を指摘している²⁵⁾。

知能検査の内容自体が不就学・中途退学者にとって理解しにくいという側面もあるので、上記の検査結果の妥当性が問われるところではあるものの、当時の検査では知的障害に該当する保護児童が四割強を占めるという結果が出されていた。この問題を解消する方向性として、池田は、環境的要因による保護児童がもつとも教育の効果が挙がることをふまえ、第一に、「低能児学校」など特殊教育の振興による障害児のための別処遇確立、第二に、公立精神病院に児童治療教育所を附設し精神医療的ケアも含めた処遇の確立、を主張した。とりわけ後者については感化法改正要求運動の高

揚期（1930年以降）に繰り返し言及し、兵庫縣知事へ以下のような上申書も提出している。

「県立精神病院ニ児童精神教育治療所附設意見」(1932年12月19日付)

「從來本県ニ於テハ白痴児、痴愚児、癲癇児、腦膜炎及惰眠性腦炎後遺症児、其他強度ノ変質性児童等ニシテ公安ニ危害有ルモノ……何レモ反社会的行為アルモノハ一般ニハ感化院ニ入院セシムベキモノト考ヘ県立土山学園ニ入園ヲ願ヒ出ヅルニヨリ診査ノ結果上記ノ如キ疾病ノ為ニ精神異常ヲ来シタルモノハ教育ノ効果甚少ナキノミナラズ他生ニ危害ノ及ブ処アルヲ以テ入園セシムル事能ハズ。然ラバ之等児童ヲ如何ナル施設ニ託スベキヤトノ相談ヲ受クルコト有ルモ他ニ白痴院、痴愚教育院、癲癇院、腦病後遺症児童保護院等ノ設備無ク、又從來ノ代用精神病院ニモ之等児童ニ教育治療ヲ施設設備無キ為メ適當ナル処置ヲ指示スル事能ハズ故ニ是等ノ児童ハ児童自身ノ為ニ誠ニ不幸ナルノミナラズ社会公安ノ為ニ実ニ危険ニシテ恰モ社会ノ懷中ニ爆裂彈ヲ抱クト同然ナリ。……県立児童研究所ヲ設立セラレテ精神病学専門ノ技師及ビ心理学専門ノ主事ヲ置キ県立神戸病院ト相連携シテ児童保護ニ就キテハ他府県ニ率先シテ其ノ福祉ヲ増進シ社会ノ安定秩序ニ貢献セラレンコトハ誠ニ本県当局ノ最モ進歩シタル御考慮トシテ職ニ保護教育ノ任ニ有モノノ感謝措ク能ハザル処ナルガ、恰モ好シ。今回本県ニ於テ県立精神病院設立ノ議アルヲ仄聞シ此ノ機会ニ県立精神病院ノ附属トシテ精神病院法ニ依ル児童精神教育治療所ヲ設置セラレ前記ニ挙ゲタル如キ児童ヲ收容シテ教育療法ノ途ヲ講ゼラレタランニハ本県不幸ナル児童保護ノ上一ニ一段ノ進境ヲ見、社会安定ノ為ニモ爆裂彈ヲ未發ニ防グト同然ノ効果有ル可キヲ信ズ」と。

また、児童鑑別に関しては、「予防の上に保護教育の上に、退院後の保護の上に、児童鑑別の必要なことは明らかであるが、……鑑別の為に特に学問も設備も要るのである。鑑別と云ふ事は決して人情に悖る様なものでない」²⁶⁾、あるいは「鑑別機関が整備すればする程、鑑別を依頼される少年の数が増加し、……第一に困ることは教護院の収容定員の少ない事で、折角早期教護を要する者を教護院満員の為に断らなければならぬ。第二に困ることは現在の教護院の教護には不適當であるが夫等の少年に適應せる第二第三の種類の教護院があるならば入院させ度いが、現在では教護院は一種しかないといふ事である。第三には不良行為をなし又は為す虞ある者で教護院の対象ではなく白痴院、少年精神病院等に入院せしむべき者があるに拘わらず之等の施設も殆どなく、僅かにあっても費用の点などにてゆうせしむることが困難な事である」[「児童鑑別所の仕事 イ、幼稚園、保育園入所の適不適の鑑別 ロ、国民学校修学猶予の決定鑑別 ハ、虚弱児童、精神薄弱児童、性格異常児童、肢体不自由及盲、聾、啞児童の鑑別 ニ、少年教護院の入否、少年審判書其他適切な諸施設に装置する場合の鑑別」]「将来は少年教護院も児童鑑別所も、厚生省を母体としたが今や月満ちて

文部省の世界に生れ出で、教育を主として考へられた方が最も良いと信ずる者である」²⁷⁾というように、鑑別自体が保護児童にとって教育的意義をもつものでなければならぬとし、保護児童のニーズに応じた処遇先の確立を一貫して主張し、教育機関である少年教護院と児童鑑別所がその所管も文部省へ移管されることを要望している。

おわりに

以上、池田の保護教育論を内容で三つに大別し、その構造について検討してきた。その結果、以下の二点が確認された。第一は、精神科医としての専門性をベースとし、感化教育を「保護教育」としてとらえることである。それは、遺伝によるあるいは社会環境による不利益が不良・非行行為を引き起こすという立場から、保護児童の教育保障を社会全体の課題と位置づけるものである。それらの論調からは、1920年代に保護教育を社会教育の一分野と論じたり保護児童と社会との共

存共栄を主張したように、社会連帯思想的な発想が看取される。そこには、保護教育のあるべき姿について、理念的に論じるのではなく、土山学園の保護児童の心身状態と環境の二方面にわたる実態把握に基づいて保護教育論を展開しているという特徴が看取される。第二に、少年教護法制定前後より、法律に関する論及が目立つことである。そこには、保護教育（感化・教護教育）を「不良防止、感化教・矯正のため」という「手段としての教育」ととらえるのではなく、保護児童たちに教育を保障すること自体に意義と価値を見いだす立場を明確にしたものであり、池田は一貫して保護教育の文部省移管を主張した。

本稿では、池田の保護教育論の構造を明らかにするための基礎的な作業として、彼の保護教育論を内容別に検討した。今後は、精神科医としての知見も活かした池田の児童鑑別論の特質の解明、および少年教護法制定時における池田の言動²⁸⁾の分析などが新たな課題として残された。これらの解明については、他日を期したい。

表2 池田千年文献リスト（雑誌等）

発行年	論文名	雑誌名	巻・号
1905年3月	元良氏視覚及聴覚操練器試用成績	児童研究	明治42年5月号
1905年3月	保護児童の体重	児童研究	大正2年9月号
1914年3月	保護児童の診断	救済研究	第2巻第4号
1915年11月	保護児童の研究	救済研究	第3巻第11号
1917年5月	余ノ実験セル日本ノ保護教育ニ就テ	神経学雑誌	第16巻第5号
1920年10月	保護児童の家出	救済研究	第8巻第10号
1920年11月	保護児童の家出	救済研究	第8巻第11号
1921年1月	保護児童の家出	児童研究	大正10年1月号
1923年2月	保護教育の将来	感化教育	1
1923年6月	退学生と保護教育との関係	社会事業研究	第11巻第6号
1923年8月	家庭主義の保護教育所（感化院）に於て職員子弟に如何なる影響ありや	感化教育	2
1924年5月	護教児の精神状態分類に就いて	感化教育	3
1925年2月	保護教育の方法の諸問題（其一）	感化教育	4
1925年10月	保護教育の方法の諸問題（其二）	感化教育	5
1926年3月	保護教育の方法の諸問題（其三）	感化教育	6
1927年11月	活動写真と護教児	感化教育	10
1928年10月	保護教育の方法の諸問題（其四）	感化教育	13
1929年6月	保護教育の方法の諸問題（其五）	感化教育	15
1929年12月	子の盗癖を苦に三児を殺して服毒	感化教育	16
1929年12月	保護児童の診察法	児童保護（菊池）	第4巻12号
1930年3月	感化法施行三十周年所感	社会事業	第13巻12号
1930年7月	感化事業に就て	我が子	第2巻7号
1931年3月	自然と護教児に就て	感化教育	19
1931年6月	日本を若返らせ経済国難思想国難を救へ	社会事業研究	第19巻第6号
1932年7月	土山学園保護教育保母研究会	我が子	2
1932年8月	保護教育の正道と横道	我が子	8
1933年1月	第9回全国感化院長会議に於ける諸問題	児童保護	第3巻第1号
1933年3月	保護教育に於ける医学的方面の重要性	児童保護	第3巻3号
1933年6月	感化教育の根本問題	通俗衛生	号不明
1933年8月	撫子の露（映画シナリオ）	児童保護	第3巻8号
1933年11月	学生生徒の教護指導	我が子	11

発行年	論文名	雑誌名	巻・号
1934年1月	児童精神病院を設置せよ	通俗衛生	第435号
1934年2月	児童精神病院の必要性に就て	精神衛生	第1巻第6号
1934年3月	保護教育と老婆心	我が子	3
1934年3月	少年教護法の実施を前にして	社会事業研究	第22巻第3号
1933年3月	小学校生徒の教護は如何にすれば良いか	少年教護時報	第9号
1934年6月	睡眠と保護児童	我が子	6
1934年7月	少年教護法実施につき教育家の諸賢に望む	少年教護時報	第11号
1934年10月	保護児童は如何にして鑑別すべきか	児童保護	第4巻第10号
1935年3月	兄弟喧嘩を理解せざりし彼の父の告白	我が子	3
1935年4月	要教護児童の早期発見	社会事業研究	第23巻第4号
1935年8月	夏期に於ける要教護児童の教養	児童保護	第5巻第8号
1935年9月	要教護児童教化の最後の切り札	我が子	9
1936年1月	年頭雑感	児童保護	第6巻第1号
1936年12月	全国少年教護協議会に関する諸家の意見	児童保護	第6巻第12号
1937年9月	本県保護教育の将来	兵庫県社会事業	昭和12年9月
1937年10月	被教護少年に及ぼす時局の影響	児童保護	第7巻第10号
1938年4月	児童教護に就て	兵庫県社会事業	昭和13年4月号
1938年4月	時局と教護児童の問題	社会事業研究	第26巻第4号
1938年6月	小学校に於ける特殊児童の教育について(一)	児童保護	第8巻第6号
1938年7月	小学校に於ける特殊児童の教育について(二)	児童保護	第8巻第7号
1938年10月	日本少年教護協会の話	兵庫県社会事業	昭和13年10月号
1938年10月	児童保護法及関係法規の統制連絡に就て	社会事業研究	第26巻第10号
1939年7月	少年教護院に於ける精神薄弱児童の問題	児童保護	第9巻第7号
1939年12月	少年教護法施行五周年記念全国少年教護事業協議会と全国児童保護大会に出席して	兵庫県社会事業	昭和14年12月号
1940年1月	満州視察旅行を終へて	児童保護	第10巻第1号
1940年3月	武田慎治郎君の逝去	児童保護	第10巻第3号
1940年11月	要保護児童の初発徴候と知能指数	児童研究	第10巻第11号
1940年11月	少年教護法と国民学校令	社会事業研究	第28巻第11号
1941年1月	少年教護と新体制	児童保護	第11巻第1号
1941年7月	少年鑑別所の将来に就て	児童保護	第11巻第7号
1941年11月	特集 少年教護事業の将来に望む	児童保護	第11巻第11号

表3 池田千年文献リスト(雑誌以外)

年月	原稿名	概要
1908年7月	癖(爪咬み癖)	浦和監獄熊谷分監(児童保護学校)入園児の調査。
1910年8月	病気と健康	早川園長代理にて行った講演原稿。
1910年11月	学科教育について	土山学園での学科週時程、入園児の学科程度等。
1912年12月	執拗者の研究(執拗なる児童を如何にして教育すべきか)	有隣会(職員読書会)での講演原稿。
1913年11月	保護児童の身心状態	池田による土山学園入園児への調査をもとに作成、早崎が内務省地方局長小橋一太へ提出。内容的には「保護児童の体重」や「保護児童の診断」と重複。
1914年9月	家庭組織に於ける保護児童の体重に就いて	「保護児童の体重」の続編。
1915年4月	二重人格に就て	
1917年10月	土山学園の展覧会と運動会	
1918年7月	保護児童の心理	
1918年10月	土山学園の運動会と展覧会	保護者、卒業生、地域住民も参加。
1919年10月	先生と奥様	児童向けの講話原稿か?
1919年11月	神戸児童学会講話原稿	矯正院を司法省所管とせず感化院も文部省所管とすべきと主張。
1920年	大正9年第一回読書会	日付不明
1920年5月	児童保護問題	少年への刑罰主義を批判する立場からの論稿。
1920年6月	夜尿症	入園児夜尿症調査をもとに記述。

年月	原稿名	概要
1921年1月	土山学園の正月休みと夏休み	児童の一時帰省の目的・効果・問題点等。
1922年9月	褒め方(快感を善導して向上発展せしむる方法)	
1922年9月	保護教育所感	児童受け入れの際の職員心得。
1923年5月	護教児予防法	神戸児童愛護デーでの講演原稿。
1924年12月	不良少年の実状に就て	
1925年9月	要保護教育児童ニ就テ	県教育大会での講演原稿。
1925年5月	兵庫県下都市小学校在学中の保護教育を要する児童	1925年5月実施の調査。
1925年11月	田園生活と教育	県農業補習学校教員養成所での講演原稿。
1926年8月	感化法及び少年法の運用に付き伺	兵庫県知事宛。
1927年	児童研究所設立趣旨及び意見書	日付不明
1927年3月	保護児童の現状と早期保護	
1927年5月	土山学園保護教育の成績	
1928年1月	護教児の精神状態分類に就いて修身教育	職員研修である読書会研究報告。
1928年10月	日本に於ける保護教育の現状と将来	
1928年10月	社会事業に従事したる動機及追憶	兵庫県学務部長提出。
1929年1月	気候と勤惰	
1929年1月	児童学の効果	神戸海運クラブにおける講演原稿。
1929年4月	凍傷予防法と療法	1929年4月実施の凍傷調査をもとに。
1930年1月	子供を善良に育てるには如何なる注意を要するか	神戸道場小学校での教育懇談会講演原稿。
1930年3月	吾が子を善良に育てるには	神戸御崎小学校での講演原稿。
1931年9月	保護教育所感	父と母の会コドモの家主題講演・座談会(神戸青年会館)。座談会題目は「児童の保護問題」。
1931年10月	保護児童中先天梅毒児の心身状態	関西保護児童研究会での講演原稿。
1932年10月	感化法改正と児童鑑別	
1932年12月	土山学園保護教育ニ不適応ナル児童ノ教育治療ニ付上申	兵庫県知事宛、別紙として「県立精神病院ニ児童精神教育治療所附設立意見」あり。
1933年1月	保護教育と自然	
1934年11月	道徳教育を一層徹底せしむる具体的方法如何に	県教育会にて、知事諮問案。
1935年4月	家庭教育について	揖保郡網干町での講演原稿。
1935年6月	保護児童の環境心理について	
1935年6月	要保護児童の観察要領	
1936年11月	健康と体重	
1938年6月	精神薄弱児の教護に就て	兵庫県教育心理研究会での講演原稿。
1938年10月	少年教護法の解説	神戸社会事業協会での講演原稿。
1939年1月	家庭に於ける精神薄弱児童の取扱ひについて	精神薄弱児童養護展覧会における講演原稿。
1943年	親友田中藤左衛門君追慕の記	京都府立斯陽学校長田中藤左衛門への追悼
執筆年不明	原稿名	概要
	保護児童教育に従事する私の心持	
	少年裁判に反対す	少年裁判及び司法省所管に反対。
	保護教育の哲学的基礎	
	高德の人悪人を感化せし例	
	保護児童と夜尿	土山学園での調査をもとに執筆。
	退園の時期(卒業)	
	園生へのお話	
	保護児童の所謂不良程度	
	龍田村婦人会処女会に於ける講演原稿	
	血液型と個性との関係	
	保護児童中の低能児教育	「余は僅か八年の経験を基にして」との記述あり。
	流行性脳炎の一例	1935年8月発病との記述あり。
	保護児童と善悪、同情、偉人、銭	「保護教育の方法の諸問題」下書きか?
	護教児の善行と職員の言行	同上
	少年の観察について	少年教護法の記述あるので、1933年以降のものか?

執筆年不明	原稿名	概要
	所謂性行不良なる児童について	
	少年教護院児童の多食に就て	
	対処療法的教育より原因療法的教育へ	土山学園長、11.22記載、年不明。
	優生法の実施と精神衛生協会の使命	優生法（断種法）賛成の立場から論じている。
	人的資源の保護育成と少年の教護	国民学校令と同年との記述があるので、1941年のものか？
	特別なる保護若しくは教育を要する少年の身体的及環境的 方面の注意事項	
	土山学園保護教育保母研究会	
	要養護児童の心理	農工学校長名。其の一角が「要教護児童教化の最後の切り札」。 『我が子』掲載論文の原稿か？
	本県保護教育の将来	農工学校長名。少年教護院の分類。
	保護教育について 児童が悪に陥らない様にするには	
	入園児出身校長への学籍存置の願い書	農工学校長名、成績評価、進級卒業、卒業証書発行のお願い。

※雑誌以外の文献は、1950年11月2日開催の池田千年追悼会にて配布された『故池田千年先生追悼録』（内山右氏の著）掲載のもの、および林勝造氏所蔵の論文集をもとに作成。概要欄が空欄のものは、内山のリストに掲載されているものの実物を確認できなかったものである。

注

- この点については、土井洋一「児童福祉施設収容児童の生活と教育」小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論』一粒社、1978年、田沢薫「感化院の学習指導と学校教育」『教育学研究』第62巻第2号、1995年などを参照。
- 通史的なものとしては以下のような文献が挙げられる。内務省『感化事業回顧三十年』、1930年、全国教護協議会『教護事業六十年』1964年、同『教護院運営ハンドブック』1985年、全国児童自立支援施設協議会『児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック』1999年など。司法研究では、重松一義『少年懲戒教育史』第一法規、1976年、矯正教会『少年矯正の近代的展開』矯正教会、1984年などにおいて、日本における欧米感化教育の受容・展開などが言及されている。
- 法制度史研究としては、前掲2）重松の他、田中亜紀子『近代日本の未成年者処遇制度』大阪大学出版会、2005年、司法省と内務省との対立を軸に少年教護法審議過程を分析した、森田明「昭和八年少年教護法の成立とその周辺」『行政処分』による親権介入の是非（未成年者の人権）樋口陽一・高橋和之編『現代立憲主義の展開（上）』有斐閣、1993年など。他に、大阪修徳学院所蔵資料を用い、感化法改正・少年教護法制定と関西を中心とした感化教育関係者の役割を明らかにした、石原剛志「少年教護法案作成過程における関西院長会議常設委員四院長の役割と『少年教護法私案』の位置」大阪修徳学院『創立100周年記念誌』2008年がある。
- 佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』春風社、2000年。ただし、本書では中国四国地方のいくつかの感化院を取り上げたものであり、タイトルとは異なり、戦前期における感化教育（教護教育）の実践史を分析したものではない。
- 戦前のものとしては、神奈川県薫育院『神奈川県薫育院一覽（創立三十周年記念号）』1933年、大友惟誠編『成田学園五十年史』1936年、武蔵野学院浴風会編『武蔵野学院二十年史』1941年など。戦後のものとしては、萩山実務学校『萩山実務学校五十年史』1951年、小野木義男編『軌跡国児学園九〇年史』1998年、前掲3）『創立100周年記念誌』2008年など。
- 拙稿「感化院長会議等による障害児問題の展開」『特殊教育研究』37(2)、1999年、同「教護教育における障害児問題の

- 展開」茂木俊彦監修『転換期の障害児教育 第1巻特別なニーズ教育と学校改革』三友社出版、1999年など。
- 例えば、内務省社会局『感化院収容児童鑑別調査報告』1925年。調査は1923年度に実施。ただし、これらの調査で感化院入所児童の半数近くが知的障害児であるという結果については、用いた検査がビネー式をもとにした三宅式であり、被験者中の不就学・中途退学者の割合が高ければ検査結果もおのずと低くなるような検査項目であったことを考慮する必要がある。この点については、山田明「感化教育における精神薄弱者処遇前史」津曲裕次ほか編『障害者教育史』川島書店、1985年を参照。
- 土山学園・農工学校、池田の略歴に関しては、池田が1928（昭和3）年に兵庫県へ提出した「社会事業に従事したる動機及追憶」、これをもとにした林勝造氏の「明治・大正・昭和にかけて非行少年の教育に一生を捧げた医者 池田千年」『保健の科学』第25巻第4号、1983年、兵庫県立農工学校『農工学校三十年史』1940年、同『農工学校四十年史』1950年、1950年11月2日開催の農工学校における池田千年追悼会で配布された『本邦教護界先覚者 第二代農工学校長池田千年先生追悼録』、『故池田千年先生年代表』などを参考に作成した。
- 小河と感化教育については、板橋政裕「小河滋次郎の感化教育構想—貧困との関係を手がかりとして」『総合社会科学研究』第3巻第1号、2009年、松浦宗「小河滋次郎の感化教育論」『日本社会教育学会紀要』第37号、2001年などを参照。
- 留岡幸助については、藤井常文『福祉の国を創った男 留岡幸助の生涯』法政出版、1992年、室田保夫『留岡幸助の研究』不二出版、1998年などの人物史研究がある。感化教育史に関するものとしては、田澤薫『留岡幸助と感化教育』勁草書房、1999年、二井仁美『留岡幸助と家庭学校—近代日本感化教育史序説—』不二出版、2010年などを参照。特に二井の研究は、既存の刊行物だけでなく、北海道家庭学校や東京家庭学校を中心に、施設に保存されている第一次資料に基づく実証的な研究成果をあげたものとして注目される。
- 菊池俊諦と感化教育（教護教育）については、石原剛志「1920年代における社会事業の『教育化』論—菊池俊諦『社会事業

- の教育化』論の検討を中心にー』『長野大学紀要』第26巻第1号、2004年、同「菊池俊諦児童保護論の展開と「児童の権利」概念ー1920年代後半における業績の検討を中心にー」『中部教育学会紀要』第5号、2005年などを参照。
- 12) 前掲8)「社会事業に従事したる動機及追憶」より。
 - 13) 池田千年「余の実験せる日本の保護教育に就て」『神経学雑誌』第16巻第5号、1917年、同「護教児の精神状態分類に就て」『感化教育』第3号、1924年、同「児童精神病院の必要性に就て」『精神衛生』第1巻第6号、1934年、同「少年教護院に於ける精神薄弱児童の問題」『児童保護』第9巻第7号、1939年など。
 - 14) 池田千年「保護教育の方法の諸問題(其一～五)」『感化教育』第4号～7号、1925-29年など。
 - 15) 池田千年「保護教育の将来」『感化教育』1、1923年、同「感化事業について」『我が子』第2巻第7号、1930年、同「少年教護法の実施を前にして」『社会事業研究』第22巻第3号、1934年、同「少年教護法と国民学校令」『社会事業研究』第28巻第11号、1940年など。
 - 16) 池田千年「予が実験シタル日本ノ保護教育ニ就テ」『神経学雑誌』第16巻第5号、1917年、p.19。
 - 17) 兵庫県立土山学園『土山学園の保護教育』1922年
 - 18) 兵庫県立土山学園『保護教育』1924年、p.1。
 - 19) 兵庫県立土山学園『学園の教育』1929年、pp.18-19。
 - 20) 池田千年「少年教護法の実施を前にして」『社会事業研究』第22巻第3号、1934年、p.59。
 - 21) 池田千年「少年教護法と国民学校令」『社会事業研究』第28巻第11号、1940年、pp.27-28。
 - 22) 前掲8)「社会事業に従事したる動機及追憶」。
 - 23) 操練器を用いた実践については、池田千年「元良氏視覚及ヒ聴覚操練器試用成績」『児童研究』第12巻第11号、1909年に詳しい。この論文では、特に精神発達の遅れが目立っていた児童の注意力が高まり遺尿も減少した例が報告されている。
 - 24) 兵庫県立農工学校『農工学校三十年史』1940年を参照。
 - 25) 兵庫県立土山学園『保護教育』1925年、pp.4-5。
 - 26) 第9回全国感化院長会議での池田の発言。「第九回全国感化院長会議に於ける諸問題」『児童保護』第3巻第1号、1933年、p.15。
 - 27) 池田千年「少年鑑別所の将来に就て」『児童保護』第11巻第7号、1941年、pp.8-10。
 - 28) 池田は、関西感化教育会の中心人物として少年教護法制定運動に関わりながらも、帝国議会での法案上程にあわせて上京した武田らと異なり、終始冷静に情勢分析をし、武田らに宛てて「こそくの改正なら此際むしろ止めた方が宜しくはないかと思ひます」(『社会福祉法人武田塾所蔵資料3』P.216)と書き送っている。
- (本研究は科学研究費補助金基盤研究C課題番号21531026の研究成果の一部である。)